

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 - 第8条)</p> <p>第2章 放置自転車の撤去等(第9条 - 第13条)</p> <p>第3章～第5章 〔略〕</p> <p>付則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 特定自転車駐車場 公共自転車駐車場のうち、近隣における自転車の利用状況等を勘案し、当該自転車駐車場を利用する者の範囲を制限するため、利用の承認をする必要がある公共自転車駐車場をいう。</p> <p>(6) 第1種特定自転車駐車場 <u>1年度(4月1日から翌年3月31日まで)</u>を単位として利用する特定自転車駐車場をいう。</p> <p>(7)～(9) 〔略〕</p> <p>第2章 放置自転車の撤去等 (放置禁止区域の指定)</p> <p>第9条 区長は、自転車の放置及び自転車駐車場の整備の状況を勘案し、区民の良好な生活環境を維持するために必要と認めるときは、放置禁止区域を指定することができる。</p> <p>2～4 〔略〕 (放置禁止区域内の放置自転車に対する措置)</p> <p>第10条 区長は、放置禁止区域内において自転車が放置されているときは、当該自転</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 - 第9条)</p> <p>第2章 放置自転車の撤去等(第10条 - 第13条の2)</p> <p>第3章～第5章 〔略〕</p> <p>付則</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 特定自転車駐車場 公共自転車駐車場のうち、近隣における自転車の利用状況等を勘案し、当該自転車駐車場を利用する者の範囲を制限するため、<u>利用の登録又は承認</u>をする必要がある公共自転車駐車場をいう。</p> <p>(6) 第1種特定自転車駐車場 <u>利用の登録を受けて</u>利用する特定自転車駐車場をいう。</p> <p>(7)～(9) 〔略〕 (自転車利用の自粛)</p> <p>第9条 <u>駅周辺の居住者等は、通勤、通学等のために、当該駅への自転車の利用を自粛するように努めなければならない。</u></p> <p>第2章 〔同左〕 〔同左〕</p> <p>第10条 〔同左〕</p> <p>2～4 〔略〕 〔同左〕</p> <p>第11条 〔同左〕</p>

車を直ちに撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第 1 1 条 区長は、放置禁止区域外において自転車が放置され、交通の障害等となっていると認めるときは、当該自転車の利用者に対し相当の期間を指定して移動するよう警告するものとする。

2 〔略〕

(撤去した自転車に対する措置)

第 1 2 条 区長は、第 1 0 条又は前条第 2 項の規定により自転車を撤去したときは、当該現場に撤去した旨を表示するとともに、当該自転車を保管しなければならない。

2 区長は、前項の規定により自転車を保管したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

3 区長は、第 1 項の規定により保管した自転車の利用者等の確認に努め、確認することができた自転車については、その利用者等に対し速やかに引き取るよう通知するものとする。

4 区長は、第 2 項の規定による告示の日から相当の期間を経過してもなお引取りのない自転車については、これを処分することができる。

5 区長は、撤去した自転車が明らかに自転車としての機能を喪失していると認められ、かつ、利用者等を確認することができないものであるときは、第 1 項の規定にかかわらず、直ちに当該自転車を処分することができる。

(撤去費用の徴収)

第 1 3 条 区長は、第 1 0 条又は第 1 1 条第 2 項の規定により撤去した自転車を返還するときは、撤去に要した費用として、1 台につき 5, 0 0 0 円 を当該自転車を引き取りに来た利用者等から徴収することができる。ただし、区長が特別の理由があると認

〔同左〕

第 1 2 条 〔同左〕

2 〔略〕

〔同左〕

第 1 3 条 区長は、第 1 1 条又は前条第 2 項の規定により自転車を撤去したときは、当該現場に撤去した旨を表示するとともに、当該自転車を保管しなければならない。

2 区長は、前項の規定により自転車を保管したときは、当該自転車の利用者等の確認に努め、確認することができた自転車については、その利用者等に対し速やかに引き取るよう通知するものとし、確認することができない自転車については、規則で定める事項を告示しなければならない。

〔新設〕

3 区長は、前項の通知をした日又は告示日から相当の期間を経過してもなお引取りのない自転車については、これを処分することができる。

4 〔同左〕

〔同左〕

第 1 3 条の 2 区長は、第 1 1 条又は第 1 2 条第 2 項の規定により撤去した自転車を返還するときは、撤去に要した費用として、1 台につき 2, 0 0 0 円 を当該自転車を引き取りに来た利用者等から徴収することができる。ただし、区長が特別の理由がある

めるときは、これを免除することができる。

(第1種特定自転車駐車場の利用)

第14条の2 第1種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、利用の承認を受けなければならない。

2 前項の利用の承認の有効期間は、規則で定める。

3 第1種特定自転車駐車場の休場日及び利用時間は、規則で定める。

4 区長は、第1項の利用の承認に際し、利用しようとする者の自転車の利用の必要性等を考慮して規則で定める事由に該当する者の利用を優先的に承認し、又は他の者の利用を制限することができる。

(第1種特定自転車駐車場の使用料)

第15条 前条第1項の利用の承認を受けた者(以下「第1種利用者」という。)は、別表第1に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

3 区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用承認の取消し)

第16条 区長は、第1種利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(2) 〔略〕

(3) 前条第1項の使用料を、利用の承認の日から起算して30日以内に納付しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(第2種特定自転車駐車場の利用)

第16条の2 〔略〕

と認めるときは、これを免除することができる。

〔同左〕

第14条の2 第1種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、利用の登録を受けなければならない。

2 前項の利用の登録を受けることができる者の範囲、その有効期間及び登録表示の方法は、規則で定める。

〔新設〕

3 区長は、第1種特定自転車駐車場の効果的な利用を図るため必要があると認めるときは、利用の登録を制限することができる。

(登録手数料)

第15条 前条第1項の利用の登録を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、登録手数料2,000円を納付しなければならない。

2 既に納めた登録手数料は、返還しない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

3 区長は、特別の理由があると認めるときは、登録手数料を減額し、又は免除することができる。

(利用登録の取消し)

第16条 区長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用の登録を受けたとき。

(2) 〔略〕

〔新設〕

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

〔同左〕

第16条の2 〔略〕

2～5 〔略〕

6 前条の規定は、第2項の規定による定期利用の承認を受けた者について準用する。この場合において、同条第3号中「前条第1項」とあるのは「第16条の3第1項」と読み替えるものとする。

(第2種特定自転車駐車場の使用料)

第16条の3 第2種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、規則で定める第2種特定自転車駐車場の当日利用に当たっては、利用を終了するときに使用料を納付するものとする。

2 第2種特定自転車駐車場を当日利用しようとする者は、区長が発行する回数券を用いて使用料を納付することができる。この場合における使用料の額は、別表第2の規定にかかわらず、同表の規定による当日利用に係る使用料の額から100分の10以内の割引をした額とする。

3・4 〔略〕

(公共自転車駐車場の不適正利用自転車に対する措置)

第17条 区長は、公共自転車駐車場(第1種特定自転車駐車場、第2種特定自転車駐車場のうち定期利用に係る部分及び第3種特定自転車駐車場を除く。)内に自転車が相当の期間継続して駐車してあるときは、これを撤去することができる。

2 区長は、特定自転車駐車場(第1種特定自転車駐車場及び第2種特定自転車駐車場のうち定期利用に係る部分に限る。)内に次の各号のいずれかに該当する自転車があるときは、これを撤去することができる。

2～5 〔略〕

6 前条の規定は、第2項の規定による定期利用の承認を受けた者について準用する。

〔同左〕

第16条の3 第2種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める額を納付しなければならない。ただし、規則で定める第2種特定自転車駐車場の当日利用に当たっては、利用を終了するときに使用料を納付するものとする。

種別	使用料
定期利用	1台につき月額3,000円
当日利用	1台につき1日150円

2 第2種特定自転車駐車場を当日利用しようとする者は、区長が発行する回数券を用いて使用料を納付することができる。この場合における使用料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による当日利用に係る使用料の額から100分の10以内の割引をした額とする。

3・4 〔略〕

〔同左〕

第17条 区長は、公共自転車駐車場(第1種特定自転車駐車場、第2種特定自転車駐車場のうち定期利用に係る部分及び第3種特定自転車駐車場を除く。)内に自転車が相当の期間継続して駐車してあるときは、当該自転車の利用者に対し相当の期間を指定して移動するよう警告し、当該指定期間を経過してもなお駐車してあるときは、これを撤去することができる。

2 〔同左〕

- (1) 利用の承認を受けていない自転車
- (2) 利用の承認の有効期間を経過した自転車
- (3) 利用の承認を取り消された自転車

3 〔略〕

4 第12条及び第13条の規定は、前3項の規定による撤去をした場合について準用する。

別表第1

区分		使用料(年額)
区民	一般	4,000円
	学生	2,800円
区民以外	一般	5,000円
	学生	3,500円

付記

- 1 区民とは、区内に住所を有する者又は区内に所在する事業所等と特定自転車駐車場との往復に自転車を利用する者をいう。
- 2 学生とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に通う者をいい、一般とは、学生以外の者をいう。

別表第2

利用形態	区分		使用料	
定期利用	区民	一般	月額	2,000円
		学生	月額	1,400円
	区民以外	一般	月額	2,500円
		学生	月額	1,700円
当日利用	全区分共通		1回	100円
	1台につき			

付記 別表第1付記の規定は、この表において準用する。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の第1種特定自転車駐車場及び第2種特定自転車駐車場の利用に係る必要な手続、使用料の徴収その他の準備

- (1) 利用の登録又は承認を受けていない自転車
- (2) 利用の登録期間又は承認期間を経過した自転車
- (3) 利用の登録又は承認を取り消された自転車

3 〔略〕

4 第13条及び第13条の2の規定は、前3項の規定による撤去をした場合について準用する。

〔新設〕

行為は、施行日前においても、この条例による改正後の墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の規定の例により行うことができる。

- 3 平成29年度における別表第1及び別表第2に掲げる使用料の額は、同表の規定にかかわらず、それぞれ付則別表第1及び付則別表第2に掲げる使用料の額とする。

付則別表第1

区分		使用料(年額)
区民	一般	3,000円
	学生	2,100円
区民以外	一般	4,000円
	学生	2,800円

付則別表第2

利用形態	区分		使用料
定期利用	区民	一般	月額 1,500円
		学生	月額 1,000円
	区民以外	一般	月額 1,800円
		学生	月額 1,200円
当日利用	全区分共通1台につき		1回 100円